

令和4年6月21日

会員 各位

(公社) 日本精神神経科診療所協会
会長 三木 和平
日精診医療経済委員会
堤 俊仁

令和4年度診療報酬改定を受けての緊急調査（その1）

今回の改定で、非精神保健指定医の行う通院・在宅精神療養は15点から20点下げられました。外来の特定の診療行為が指定医によって行なわれたかどうかで診療報酬上の格差を設けることは、指定医の本来の役割を逸脱しており、このような格差をつけることには、日精診はすでに会長談話としても反対を表明しています。

日精診会員の中にも一定数の非指定医がありますが、指定医でないことが精神科医としての能力や専門性、地域医療への貢献のいずれにおいても関連がないことは、以前に実施した日精診調査からも明らかです。このような格差をそのまま容認することは、日精診の分裂にも結び付きかねない問題です。そこで今回の改定で、日精診会員診療所でどの程度の影響が生じたかに関して、緊急に調査を実施することとしました。

さらに精神科の専門療法である通院・在宅精神療養を非精神科医が認知症や不眠等を訴える患者の診察時に安易に算定していると思われる不適切な事例が増加し、現状で看過しがたいという意見が精神科医の一部にはあります。その対策として、内科医の専門療法である特定疾患療養管理料（1回225点月2回まで）は内科のみで算定し、精神科の専門療法である通院・在宅精神療養は精神科専門医のみが算定するような規制を設けるべきである。同一医療機関で両方は算定できないようにしてはどうかという意見があります。しかし日精診会員の中にも、精神科医としての診療と同時に、地域のかかりつけ医として、生活習慣病の患者さんを合わせて診療をされておられる方がたもおられます。精神科医の専門性を確保するために内科と精神科を明確に分けるべきであるという見解に対しての会員各位の現状を調査したいと思います。

さらに今回の改定の精神科外来の目玉である、「通院・在宅精神療養の注9の規定する療養生活継続支援加算350点月1回に限る」（PSW等による20分以上の相談支援及び関係機関との連絡調整を行ったときに算定できる）に関して、届け出をされたかどうかについて調査を実施いたします。

つきましては、御手数をおかけいたしますが、**回答期日は令和4年7月1日**とさせていただきます。以下URLもしくはQRコードからアクセスいただきWebフォームにてご回答ください。ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、何卒よろしくごお願い申し上げます。

回答フォーム： <https://forms.gle/gFVeT4N43PuErFZA8>



ご連絡先：(公社) 日本精神神経科診療所協会事務局
〒151-0053 渋谷区代々木1-38-2 ミヤタビル7F
TEL：03-3320-1423 FAX：050-3156-3116
E-mail：office@japc.or.jp